

## 参 考 資 料

1. データで見る奈良県の男女共同参画	66-75
2. 用語解説	76-77
3. 奈良県男女共同参画審議会委員名簿	78
4. 計画策定の経緯	78
5. 計画策定の背景	79-81
6. 男女共同参画政策のあゆみ	82-84
7. 関係法令等	85-105
奈良県男女共同参画推進条例	
男女共同参画社会基本法	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	

# 1. データでみる奈良県の男女共同参画

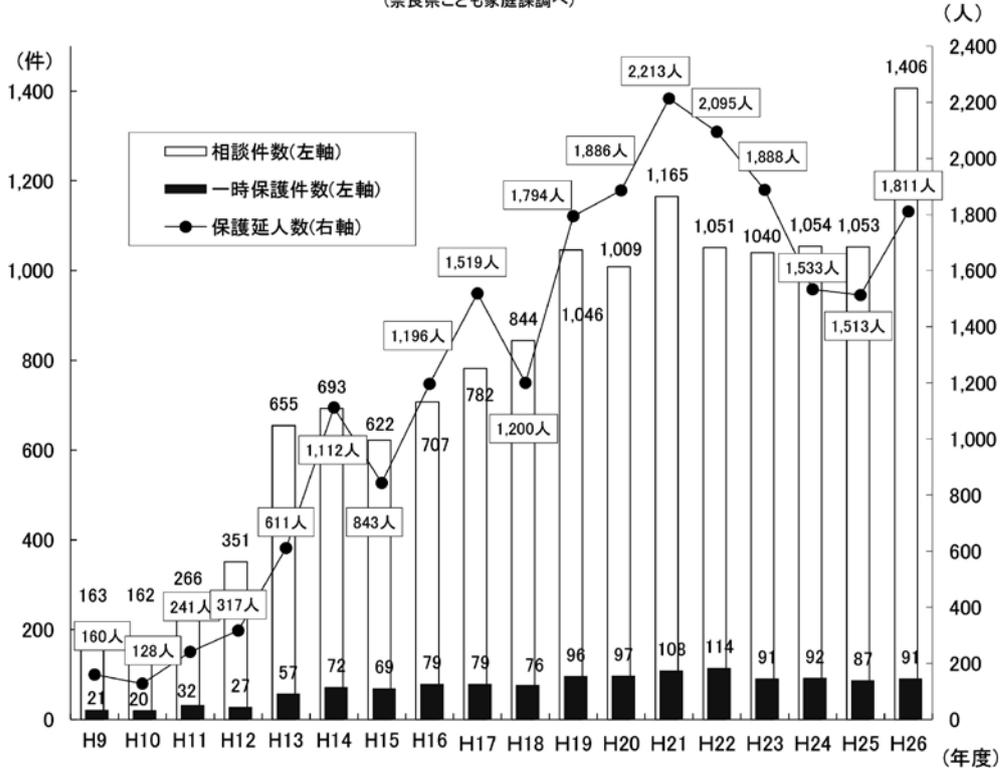
## 安全・安心

平成19年度より相談件数が1,000件を超えている。  
平成26年度は相談件数、一時保護件数が前年に比べて増加した。

図表1

### ドメスティック・バイオレンスの相談等件数の推移

(奈良県こども家庭課調べ)

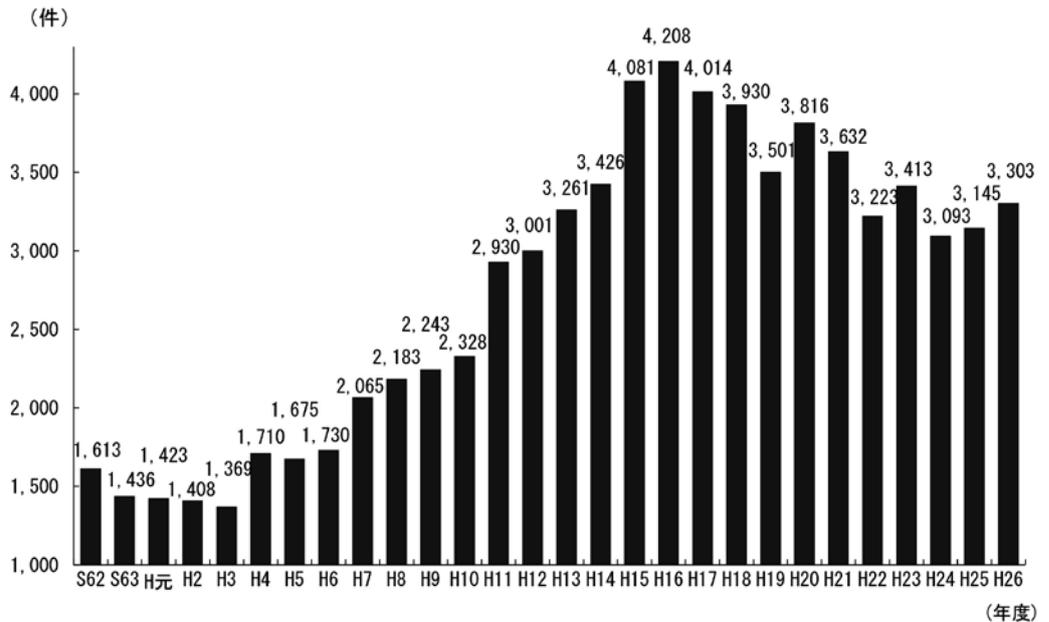


相談件数は、平成12年度以降3,000件を超えている。  
平成26年度は前年より158件増加している。  
相談の分野は、心・身体、法律・経済、夫婦問題の相談が多い。

図表2

### 奈良県女性センター相談コーナー利用状況の推移

(女性センター調べ)

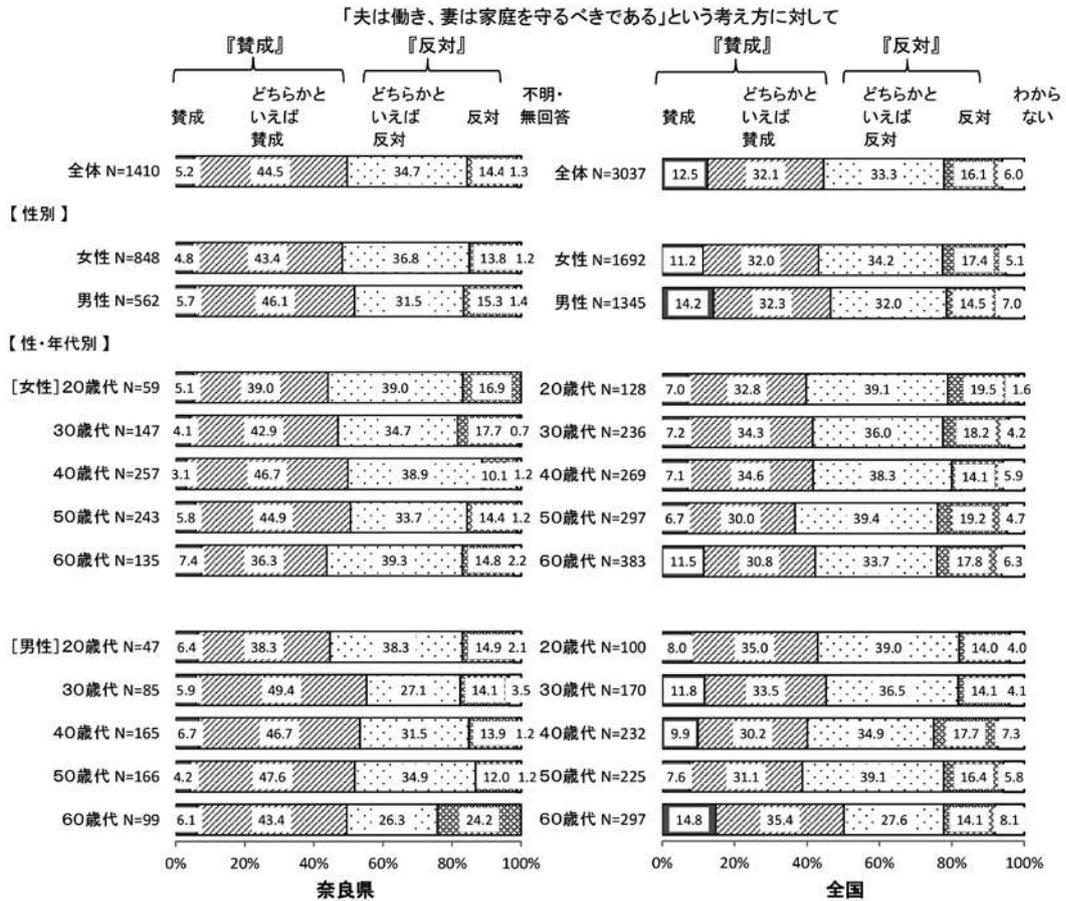


図表3

固定的性別役割分担意識

(資料: 奈良県=女性支援課「女性の社会参加に関する意識調査」(平成26年度)  
 全国=内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年度))

「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に「賛成」を含む意見を持つ人は、男女とも全国より多い。特に30~50歳代の男性は全国に比べ「賛成」を含む意見が10ポイント以上多い。



図表4

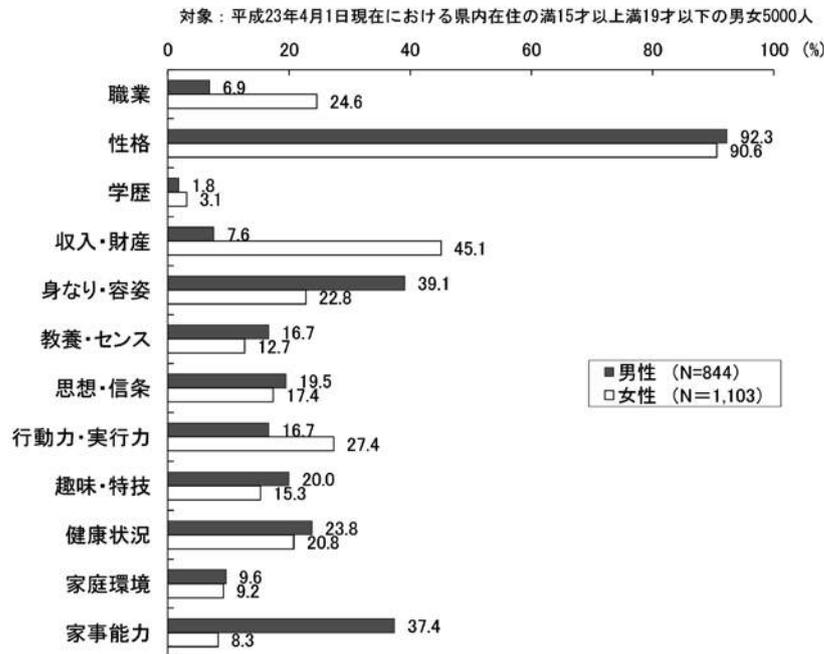
若者が結婚相手に求めるもの(複数回答)

(資料: 奈良県人権施策課「若者の人権意識調査報告書」(平成23年度))  
 あなたがもし結婚するとした場合結婚相手に求めるものとして重視するものはどれですか。  
 あてはまるものを3つまで選んでください。

若者を対象に調査した結果、男女ともに相手に求めるものは「性格」が最も多い。「身なり・容姿」や「家事能力」について、男性が女性に望む傾向がみられる。

それに対して「収入・財産」や「職業」について、女性が男性に望む傾向がみられる。

若者についても、固定的な性別役割分担意識の払しょくについての啓発が必要である。



男女ともに「Aの意見に賛成」、「どちらかというAの意見に賛成」と回答した人の割合が多く、男性で77.3%、女性で82.7%となった。

図表5

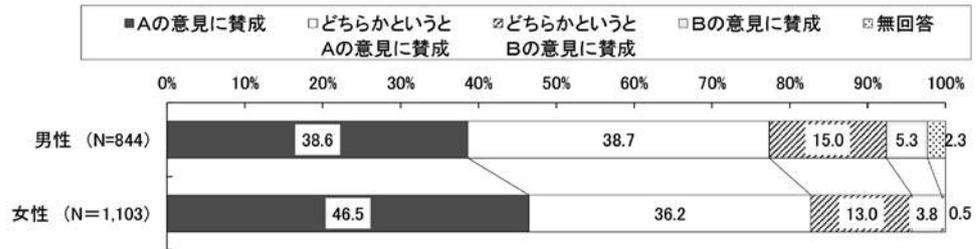
### 若者が考える女性の人権について

(資料：奈良県人権施策課「若者の人権意識調査報告書」(平成23年度))

A・Bどちらの意見に賛成か

- A. 身体が不自由になった親の介護を誰がするかというとき、女性というだけで、親の介護をしなくては行けないというのは、女性を差別している
- B. 介護は女性に向いている仕事なので、必ずしも女性を差別しているとはいえない

対象：平成23年4月1日現在における県内在住の満15才以上満19才以下の男女5000人

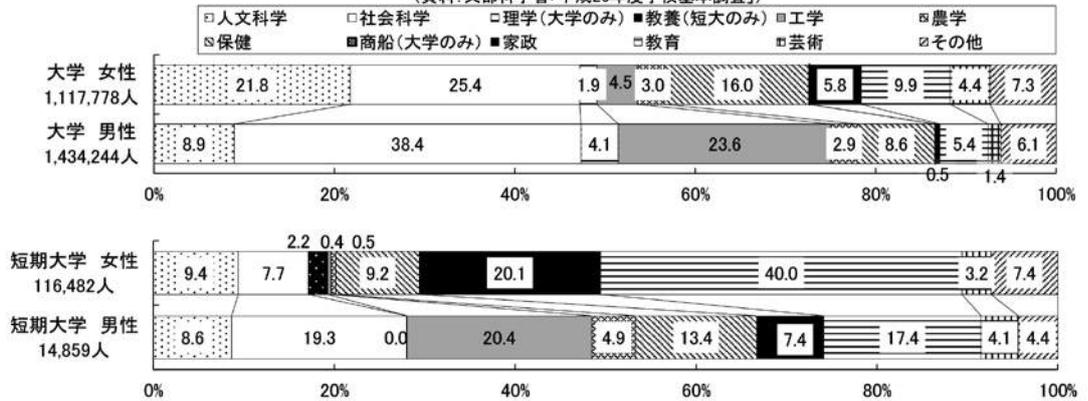


女性の大学での専攻は、社会科学、人文科学が多く、短大では教育、家政が多い。  
男性の専攻は、社会科学と工学で突出して多い。

図表6

### 大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)

(資料：文部科学省「平成26年度学校基本調査」)



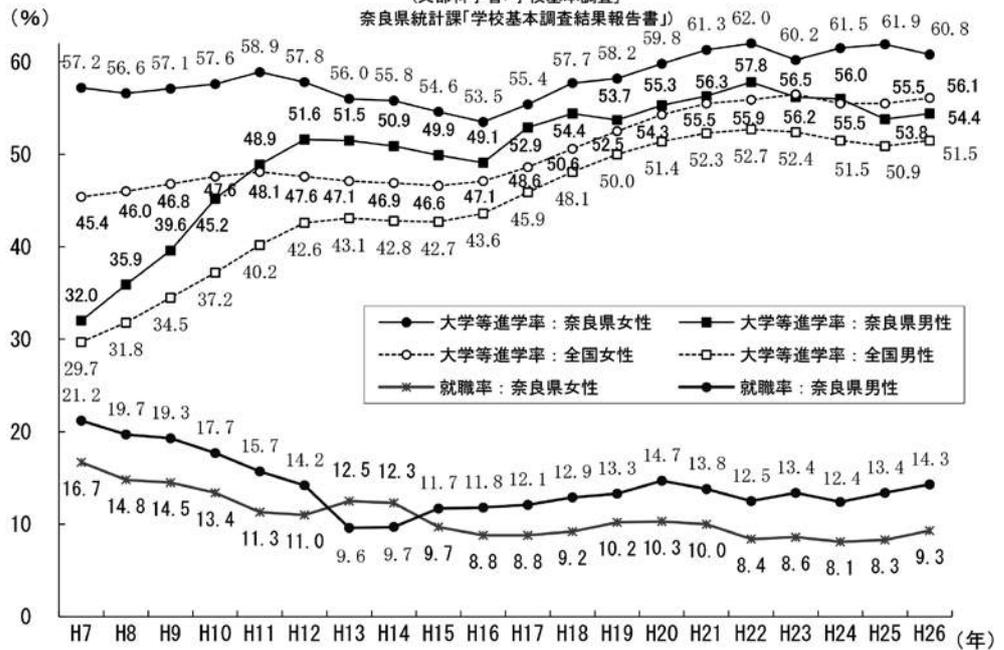
県では5割以上の男女が大学等へ進学しており、全国に比べて進学率が高い。

図表7

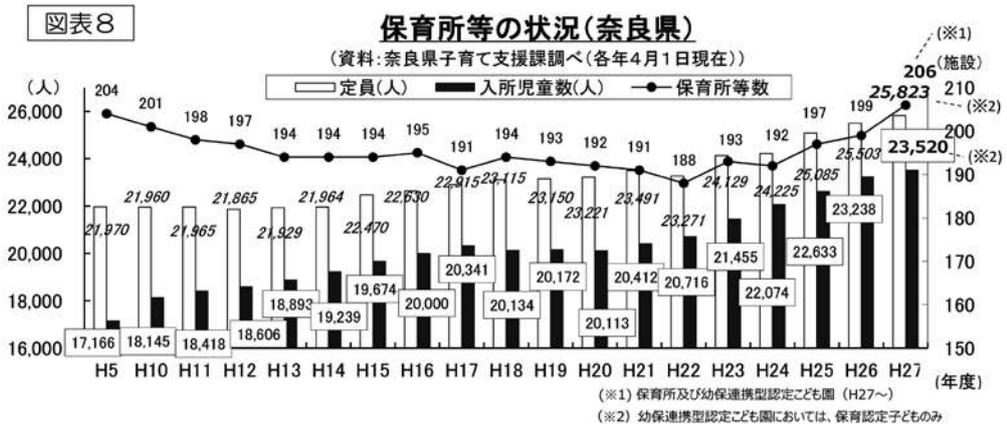
### 高校卒業後の状況の推移

(文部科学省「学校基本調査」)

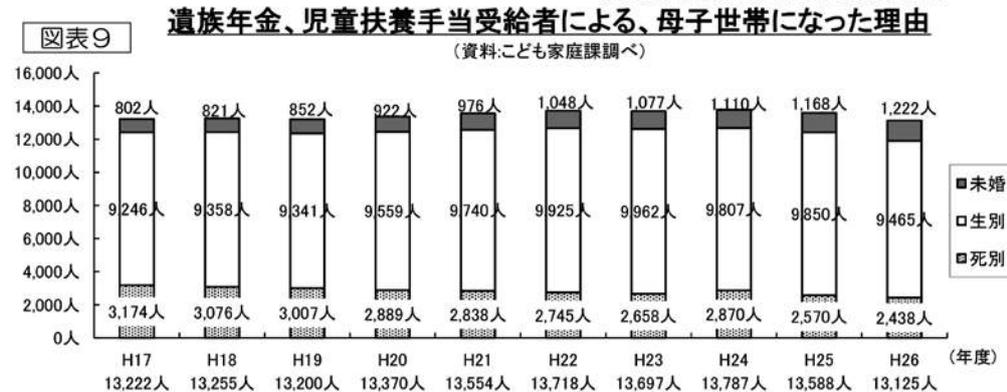
奈良県統計課「学校基本調査結果報告書」



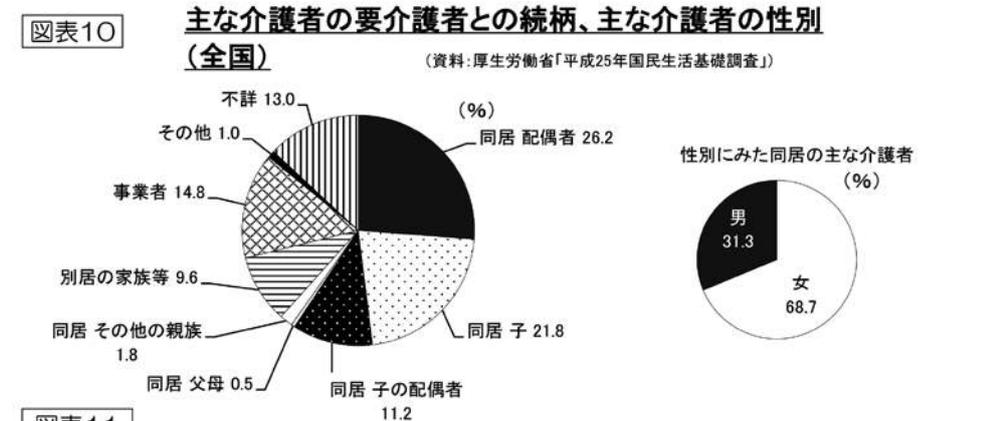
保育所の定員、入所児童数は、近年増加している。



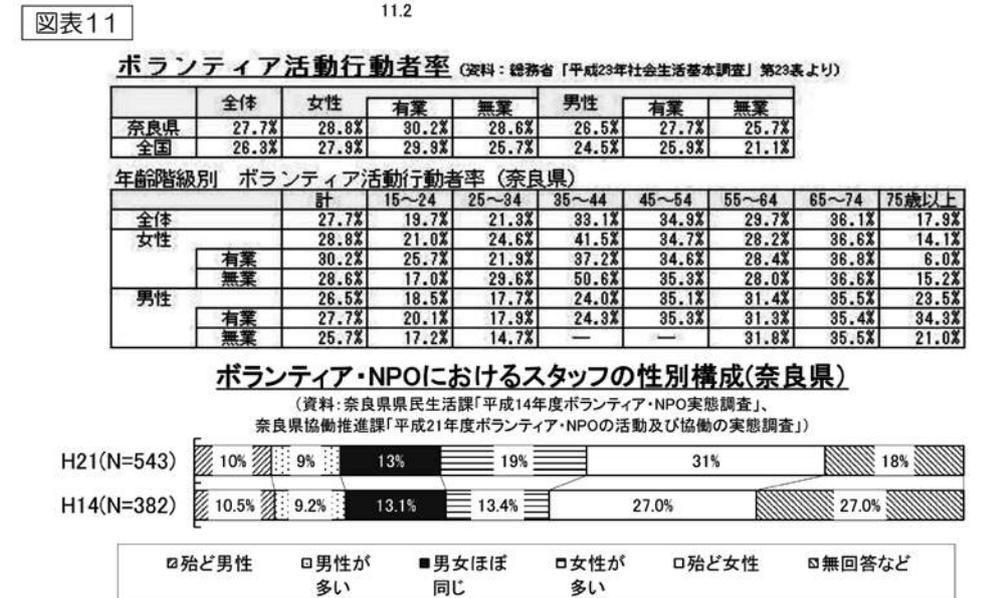
母子世帯になった理由が離婚・遺棄等の生別による母子世帯が約7割を占めている。  
また、未婚での母子世帯も増加傾向にある。



介護者の68.7%は女性であり、要介護者と同居している家族等が61.5%と半数を超えている。



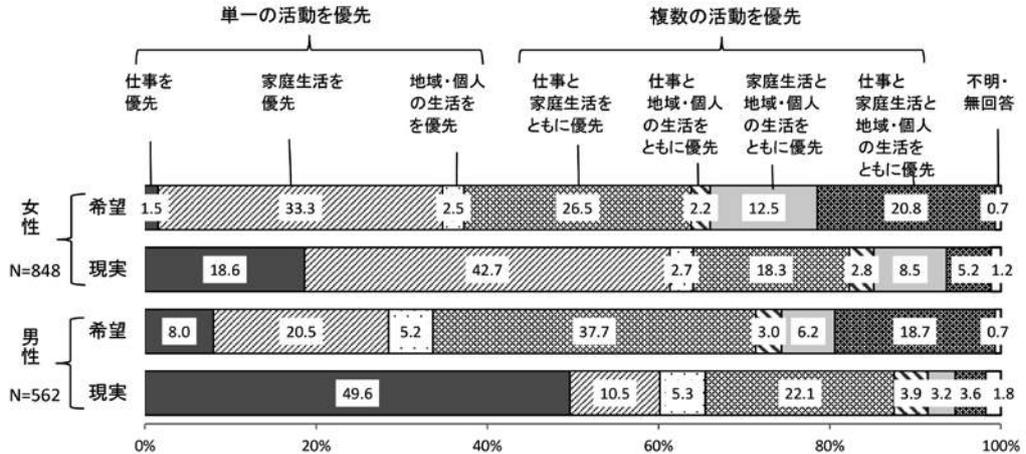
県のボランティア活動行動者率は、男女ともに全国よりも高い。  
年齢階級別で見ると、男性は65~74歳が最も高く、次いで45~54歳が多い。女性は35~44歳が最も高く、特に無業の場合は約5割と高い。  
また、平成21年にはボランティア・NPOにおいてスタッフが「殆ど女性」と「女性が多い」が5割を占める。



図表12

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実  
(資料：奈良県女性支援課「女性の社会参加に関する意識調査」(平成26年度))

男女ともに「希望」では「仕事と家庭生活をともに優先」など複数の活動を優先したい人の割合が高く、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を望んでいるが、「現実」では女性は「家庭生活」、男性は「仕事」という単一の活動を優先している



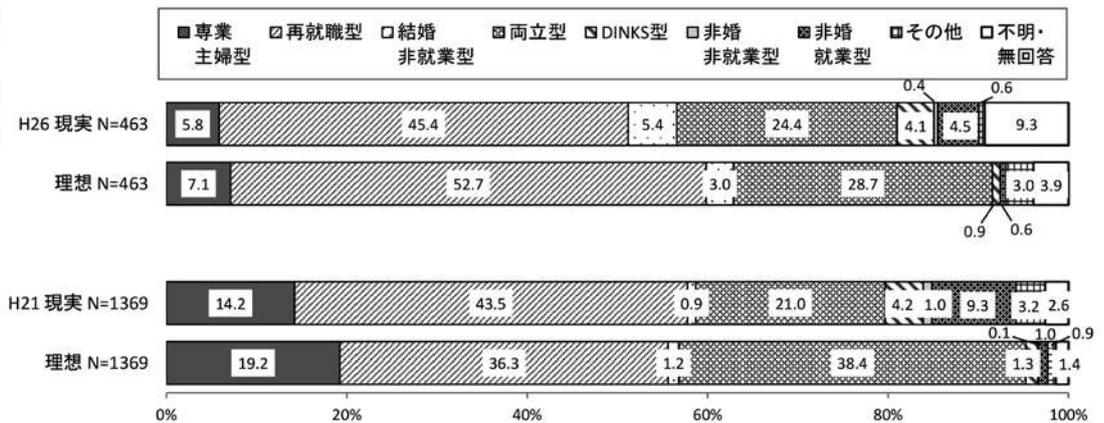
図表13

女性の生き方の《現実》と《理想》

(資料：奈良県女性支援課「女性の社会参加に関する意識調査」(平成26年度)  
奈良県男女共同参画課「女性の就業等意識調査」(平成21年度))  
※20歳以上50歳未満の女性で比較

※《現実》：あなたの現在及び今後見込まれる生き方  
《理想》：あなたが最も望ましいと思う生き方

女性の考える理想の生き方は、出産後に退職し、子育て後に再び仕事を持つ「再就職型」が1位、出産後も仕事を続ける「両立型」が2位である。前回調査では「両立型」が1位、「再就職型」が2位であり、順位が逆転した。

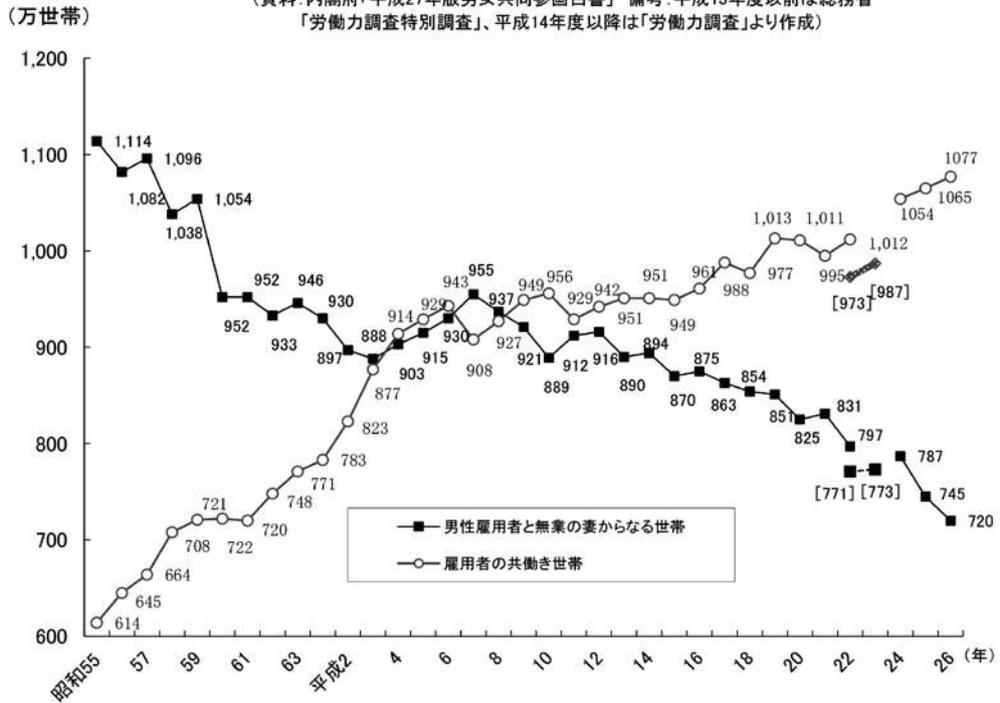


- 専業主婦型 : 結婚し子どもを持ち退職、その後仕事を持たない
- 再就職型 : 結婚し子どもを持ち一旦退職、子育て後再び仕事を持つ
- 結婚非就業型 : 結婚し子どもを持つが、仕事を持たない  
+ 結婚し子どもを持たず、仕事を持たない
- 両立型 : 結婚し子どもを持つが、仕事を続ける
- DINKS型 : 結婚し子どもを持たず、仕事を続ける
- 非婚非就業型 : 結婚せず、仕事を持たない
- 非婚就業型 : 結婚せず、仕事を続ける
- その他 : その他

図表14

共働き等世帯数の推移(全国)

(資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」備考:平成13年度以前は総務省「労働力調査特別調査」、平成14年度以降は「労働力調査」より作成)



昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回っている。  
その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられている。

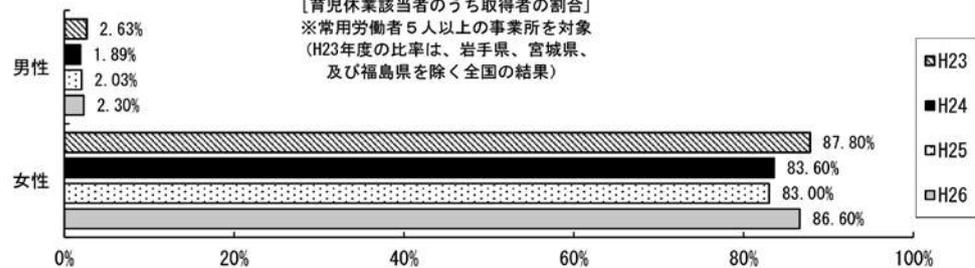
\*「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯  
\*「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯  
\*平成22年および23年の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

図表15

事業所における育児休業の取得状況

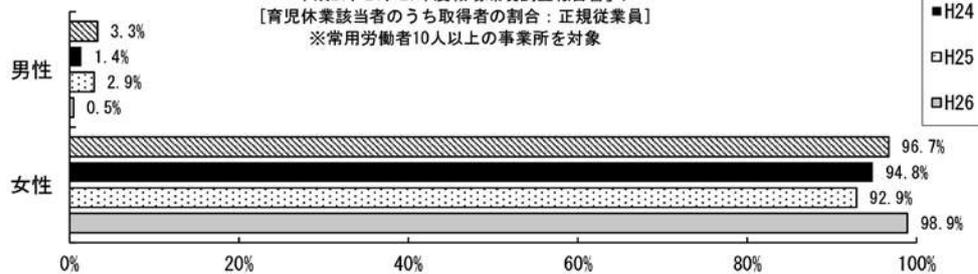
(全国)

(資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」)  
[育児休業該当者のうち取得者の割合]  
※常用労働者5人以上の事業所を対象  
(H23年度の比率は、岩手県、宮城県、及び福島県を除く全国の結果)



(奈良県)

(資料:奈良県雇用労政課「平成20年度育児・介護休業・子の看護休暇制度に関する調査」、「平成23、24、25年度職場環境調査報告書」)  
[育児休業該当者のうち取得者の割合:正規従業員]  
※常用労働者10人以上の事業所を対象



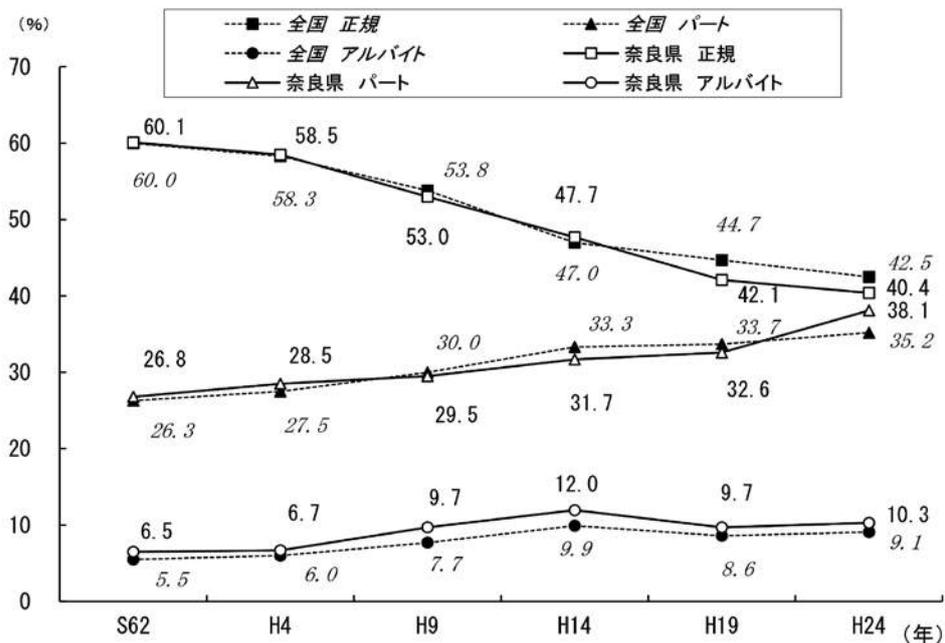
全国では、平成25年に比べ平成26年の取得率は、女性では3.6%増え、男性では0.27%増えた。  
奈良県では、平成25年に比べ平成26年の取得率は、女性では6.0%増え、男性では2.4%減った。  
依然として男性の取得率は低い。

全国・奈良県ともに近年に正規雇用が減少し、パートの雇用が増加傾向にある。

図表16

### 就業形態別女性の雇用状況 年次推移

(資料:総務省「就業構造基本調査」[役員を除く])



現在無職の結婚している50歳未満の女性のうち66.4%が今後の就労を希望している。

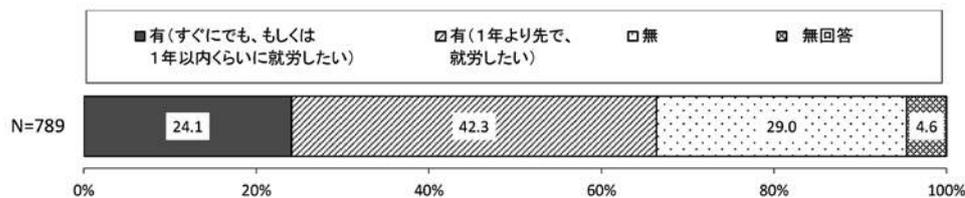
図表17

### 女性の就労希望

「今後就労を希望していますか」

(資料:奈良県子育て支援課「奈良県子育て実態調査」(平成25年度))

※調査対象:結婚している50歳未満の女性のうち未就労の者



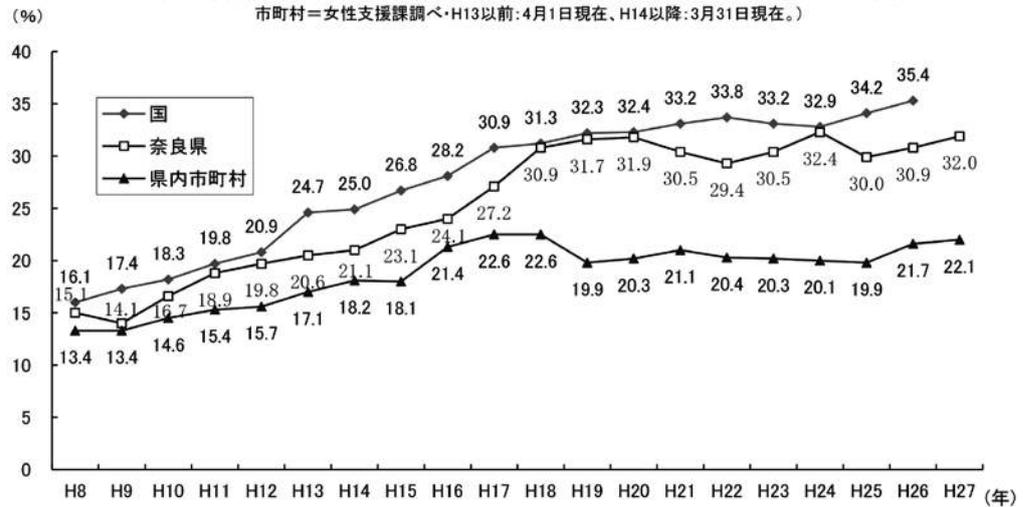
審議会等での女性比率は、県では30%前後で、市町村では20%前後で推移している。増えない理由としては、各種団体の長（主に男性）が委員となることが多いためなど。

\*審議会等委員への女性の登用目標がある市町村は、その対象である審議会等の女性の登用状況  
 \*審議会等委員への女性の登用目標がない市町村は、地方自治法202条の3に基づく審議会等と条例により設置されている審議会等の女性の登用状況

図表18

審議会等委員における女性委員の割合の推移

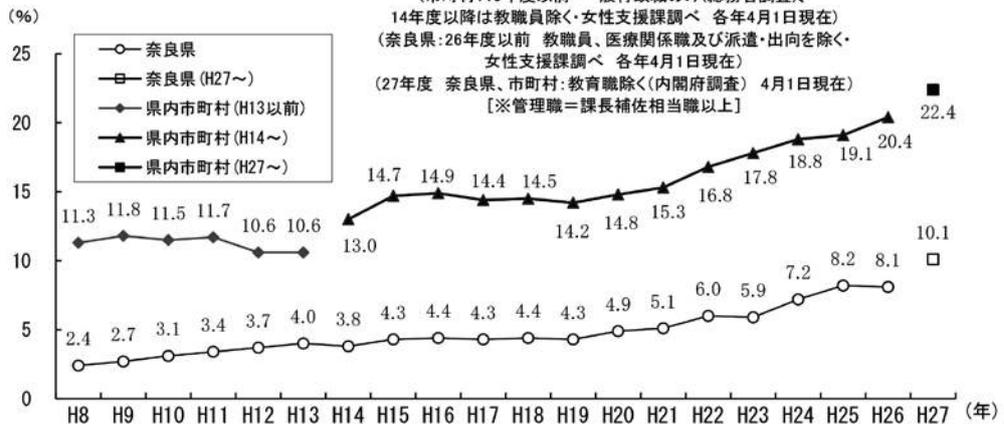
(国=内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在。県=H10以前:8月1日現在、H11以降:3月31日現在。  
 市町村=女性支援課調べ・H13以前:4月1日現在、H14以降:3月31日現在。)



図表19

県・市町村職員における女性管理職割合の推移

(市町村:13年度以前 一般行政職のみ(総務省調査)、  
 14年度以降は教職員除く・女性支援課調べ 各年4月1日現在)  
 (奈良県:26年度以前 教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・  
 女性支援課調べ 各年4月1日現在)  
 (27年度 奈良県、市町村:教育職除く(内閣府調査) 4月1日現在)  
 ※管理職=課長補佐相当職以上

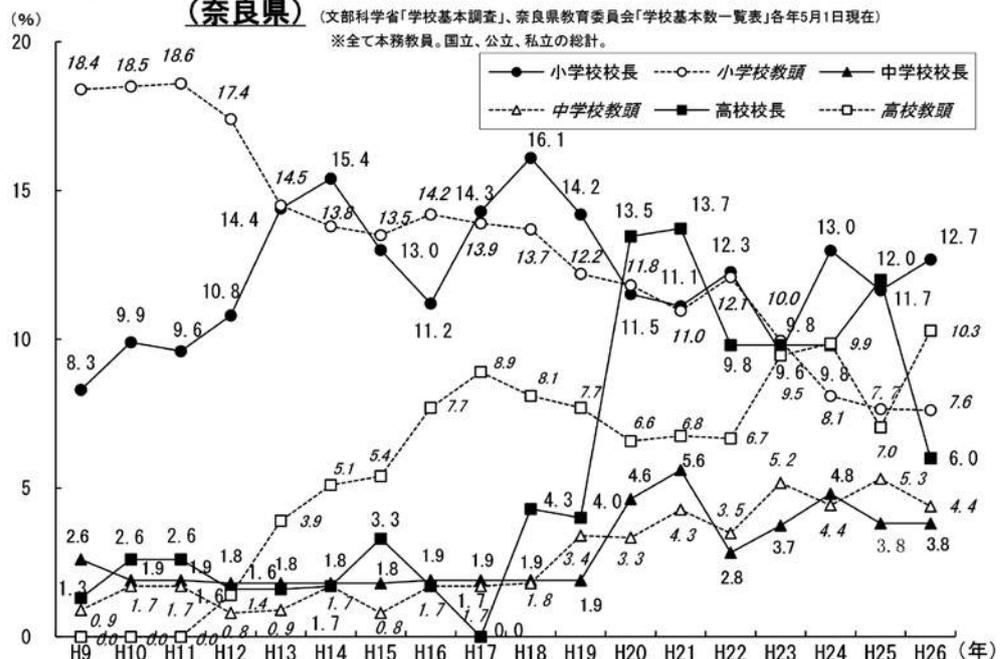


県、市町村ともに微増傾向で推移しているが、女性管理職割合は依然低位である。

図表20

学校管理職(学校長、教頭)における女性割合の推移 (奈良県)

(文部科学省「学校基本調査」、奈良県教育委員会「学校基本数一覧表」各年5月1日現在)  
 ※全て本務教員。国立、公立、私立の総計。



小学校・高校の校長・教頭では女性が約1割であるが、中学校の校長・教頭については低位で推移している。

(参考) 日本の男女共同参画の状況 国際比較

全般

日本は、HDI、GIIでは上位であるが、GGIでは104位と下位である。

これは、日本の男女格差が、政治・経済分野で国際的にみて大きいためである。

HDI:人間開発指数

(Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している

GGI:ジェンダー・ギャップ指数

(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

GII:ジェンダー不平等指数

(Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不等等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数  
【エンパワメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)  
【労働市場】・労働力率(男女別)

図表21

人権開発に関する指標の国際比較

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)			GII(ジェンダー不平等指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GII値
1	ノルウェー	0.944	1	アイスランド	0.8594	1	スロベニア	0.021
2	オーストラリア	0.933	2	フィンランド	0.8453	2	スイス	0.030
3	スイス	0.917	3	ノルウェー	0.8374	3	ドイツ	0.046
4	オランダ	0.915	4	スウェーデン	0.8165	4	スウェーデン	0.054
5	米国	0.914	5	デンマーク	0.8025	5	デンマーク	0.056
6	ドイツ	0.911	6	ニカラグア	0.7894	6	オーストリア	0.056
7	ニュージーランド	0.910	7	ルワンダ	0.7854	7	オランダ	0.057
8	カナダ	0.902	8	アイルランド	0.7850	8	イタリア	0.067
9	シンガポール	0.901	9	フィリピン	0.7814	9	ノルウェー	0.068
10	デンマーク	0.900	10	ベルギー	0.7809	9	ベルギー	0.068
11	アイルランド	0.899	11	スイス	0.7798	11	フィンランド	0.075
12	スウェーデン	0.898	12	ドイツ	0.7780	12	フランス	0.080
13	アイスランド	0.895	13	ニュージーランド	0.7772	13	チェコ	0.087
14	英国	0.892	14	オランダ	0.7730	14	アイスランド	0.088
15	香港	0.891	15	ラトヴィア	0.7691	15	シンガポール	0.090
16	韓国	0.891	16	フランス	0.7588	16	スペイン	0.100
17	日本	0.890	17	ブルンジ	0.7565	17	韓国	0.101
18	リヒテンシュタイン	0.889	18	南アフリカ	0.7527	17	イスラエル	0.101
19	イスラエル	0.888	19	カナダ	0.7464	19	オーストラリア	0.113
20	フランス	0.884	20	米国	0.7463	20	アイルランド	0.115
21	オーストリア	0.881	21	エクアドル	0.7455	21	リトアニア	0.116
22	ベルギー	0.881	22	ブルガリア	0.7444	21	ポルトガル	0.116
23	ルクセンブルク	0.881	23	スロベニア	0.7443	23	カナダ	0.136
24	フィンランド	0.879	24	オーストラリア	0.7409	23	キプロス	0.136
25	スロベニア	0.874	25	モルドバ	0.7405	25	日本	0.138
26	イタリア	0.872	26	英国	0.7383	26	ポーランド	0.139
27	スペイン	0.869	27	モザンビーク	0.7370	27	ギリシャ	0.146
28	チェコ	0.861	28	ルクセンブルク	0.7333	28	ベラルーシ	0.152
29	ギリシャ	0.853	29	スペイン	0.7325	29	ルクセンブルク	0.154
30	ブルネイ	0.852	30	キューバ	0.7317	29	エストニア	0.154
31	カタール	0.851	31	アルゼンチン	0.7317	31	マケドニア(旧ユーゴスラビア)	0.162
32	キプロス	0.845	32	ベラルーシ	0.7300	32	スロバキア	0.164
33	エストニア	0.840	33	バルバドス	0.7289	33	クロアチア	0.172
34	サウジアラビア	0.836	34	マラウイ	0.7281	34	ニュージーランド	0.185
35	リトアニア	0.834	35	バハマ	0.7269	35	英国	0.193
36	ポーランド	0.834	36	オーストリア	0.7266	36	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.201
37	アンドラ	0.830	37	ケニア	0.7258	37	中国	0.202
37	スロバキア	0.830	38	レソト	0.7255	38	ブルガリア	0.207
39	マルタ	0.829	39	ポルトガル	0.7243	39	マレーシア	0.210
40	アラブ首長国連邦	0.827	40	ナミビア	0.7219	40	リビア	0.215
41	チリ	0.822	41	マダガスカル	0.7214	41	マルタ	0.220
41	ポルトガル	0.822	42	モンゴル	0.7212	42	ラトビア	0.222
43	ハンガリー	0.818	43	カザフスタン	0.7210	43	アラブ首長国連邦	0.244
44	バーレーン	0.815	44	リトアニア	0.7208	44	アルバニア	0.245
44	キューバ	0.815	45	ペルー	0.7198	45	ハンガリー	0.247
46	クウェート	0.814	46	パナマ	0.7195	46	バーレーン	0.253
47	クロアチア	0.812	47	タンザニア	0.7182	47	米国	0.262
48	ラトビア	0.810	48	コスタリカ	0.7165	48	チュニジア	0.265
49	アルゼンチン	0.808	49	トリニダード・トバゴ	0.7154	49	モルディブ	0.283
50	ウルグアイ	0.790	50	カーボベルデ	0.7133	50	クウェート	0.288
51	バハマ	0.789	51	ボツワナ	0.7129	51	モルドバ	0.302
51	モンテネグロ	0.789	52	ジャマイカ	0.7128	52	ロシア	0.314
53	ベラルーシ	0.786	53	コロンビア	0.7122	53	パナマ	0.316
54	ルーマニア	0.785	54	セルビア	0.7086	54	ルーマニア	0.320
55	リビア	0.784	55	クロアチア	0.7075	54	モンゴル	0.320
56	オマーン	0.783	56	ウクライナ	0.7056	56	サウジアラビア	0.321
57	ロシア	0.778	57	ポーランド	0.7051	56	トリニダード・トバゴ	0.321
58	ブルガリア	0.777	58	ボリビア	0.7049	58	ベトナム	0.322
59	バルバドス	0.776	59	IT		59	カザフスタン	0.323
60	バラオ	0.775	104	日本	0.6584	60	アルメニア	0.325

備考: HDI,GII:国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2014」より作成  
測定可能な国数は、HDIは187か国、GGIは136か国、GIIは152か国  
GGI:世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2014」より作成

家庭・地域

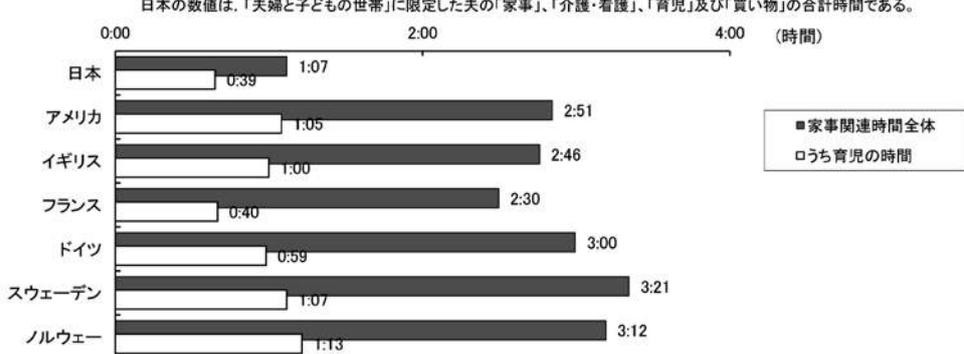
図表22

6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)

資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」より

備考: Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S."American Time Use Survey"(2011)及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。

日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間である。

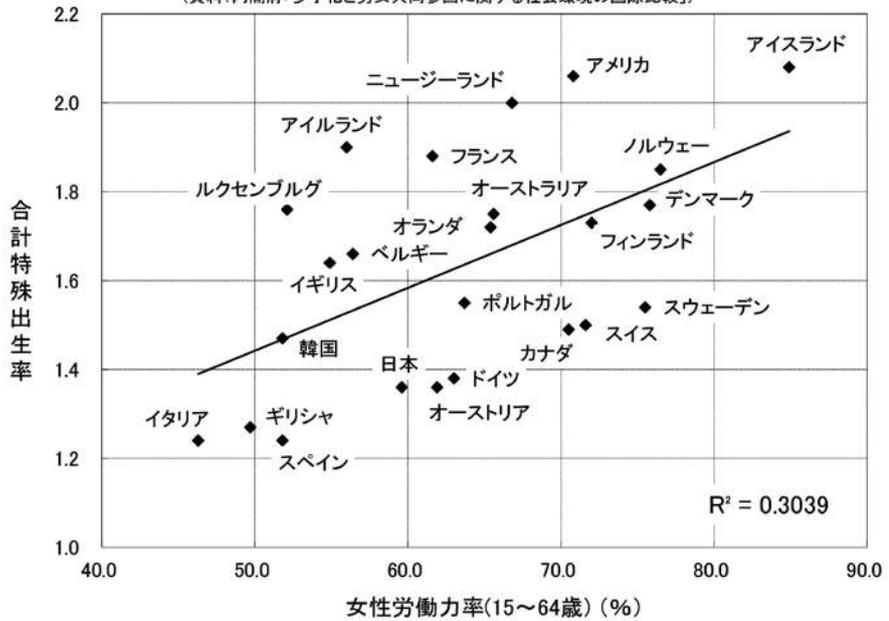


図表23

OECD加盟国のうち1人当たりGDP(国内総生産)が1万ドルを超える24ヶ国についてみると、2000年には、女性の労働力率が高い国ほど、合計特殊出生率が高いという関係(正の相関関係)がある。

**女性の労働力率と合計特殊出生率(2000年)**

(資料:内閣府「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較」)



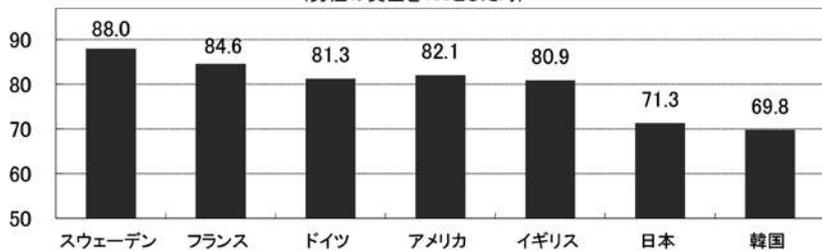
女性の労働力率:アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは、16~64歳、イギリスは16歳以上

図表24

日本の男女間の賃金格差は国際的にみても大きい。

**男女間賃金格差の国際比較**

(男性の賃金を100とした時)



資料:(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差(2013年)より

図表25

管理職に占める女性の割合は、韓国以外の諸外国と比較してかなり低くなっている。

**管理的職業従事者に占める女性の割合**

(単位%)

国名	割合 (%)	国名	割合 (%)
日本	11.3	アメリカ	43.7
ノルウェー	32.2	オーストラリア	34.7
スウェーデン	35.5	韓国	11.0
ドイツ	28.6	フィリピン	47.6
フランス	39.4	シンガポール	33.8
イギリス	34.2	マレーシア	21.5

資料:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成27年1月)より  
 日本は総務省「労働力調査」(平成26年)その他の国は独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。  
 日本は2014年、その他の国は2012年のデータを使用。  
 国により測定方法は異なる。

## 2. 用語解説

用語	解説
エイズ	HIV(ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus)感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ(後天性免疫不全症候群)の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態をいう。エイズは、HIVに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気。
NPO	Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利活動団体を広く指す。利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、NPOは社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。
M字(M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
LGBTQ	L(レズビアン):女性の同性愛者、G(ゲイ):男性の同性愛者、B(バイセクシュアル):両性愛者、T(トランスジェンダー):生まれたときの身体の性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人、Q(クエスチョニング):自分の性別が特定の枠に属さない人、わからない人。
エンパワメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
家族経営協定	家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。
キャリア教育	キャリアを、個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積としてとらえ、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
事業主行動計画	女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)及び行動計画策定指針に基づき、女性の活躍の現状を分析・把握し、目標、取組内容等を記載し策定する行動計画。国及び地方公共団体の機関が策定する計画を特定事業主行動計画、一般事業主が策定する計画を一般事業主行動計画という。300人以下の労働者を雇用する一般事業主については努力義務。
周産期医療	周産期とは、妊娠満22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	解説
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により労働者の就業環境が害されること」とされている。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。昭和60年公布。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化された。(正式名称:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)
DV	英語の「domestic violence」(ドメスティック・バイオレンス)を略したもので、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。特に、交際相手から振るわれる暴力をデートDVという。
認知症	正常であった記憶や思考などの能力が脳の病気や障害のために低下していく障害。認知症にはいくつかの種類があり、最も多いのがアルツハイマー型認知症で、脳神経が変形して脳の一部が萎縮していく過程でおきる認知症。次いで多いのが脳梗塞や脳出血などの脳血管障害による血管性認知症。
ポジティブ・アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
ワンストップ支援	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

### 3. 奈良県男女共同参画審議会委員名簿

(平成28年3月末現在、50音順・敬称略)

	朝 廣 佳 子	(株)読売奈良ライフ代表取締役社長
	神 田 佳 和	(一社)奈良経済産業協会専務理事
	島 本 太香子	奈良大学教養部教授(産婦人科医)
	下 城 園 代	中小企業診断士
	杉 井 潤 子	京都教育大学教育学部教授
	高 榮 耕 平	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
	瀧 井 智 美	Office ICB 代表
会長	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
	西 村 拓 生	奈良女子大学文学部教授
会長代理	松 岡 悦 子	奈良女子大学生生活環境科学系教授
	水 野 文 子	奈良県立医科大学女性研究者支援センターコーディネーター
	宮 高 達 也	奈良県男女共同参画県民会議副会長
	森 田 尚 子	奈良県指導農業士会
	山 崎 靖 子	弁護士
	山 本 忠 行	奈良県老人福祉施設協議会副会長

### 4. 計画策定の経緯

年月日	内容
H26.5.29 ~H26.6.20	女性の社会参加に関する意識調査の実施 有効回収数1,410(有効回収率47.0%)
H26.10.28	平成26年度第1回奈良県男女共同参画審議会 奈良県における男女共同参画の推進状況について
H27.1.22	平成26年度第2回奈良県男女共同参画審議会 前計画の目標の動向について、意識調査の結果について
H27.7.7	平成27年度第1回奈良県男女共同参画審議会 計画策定について
H27.9.1	奈良県男女共同参画推進本部幹事会 計画策定について
H27.10.27	平成27年度第2回奈良県男女共同参画審議会 計画策定について
H27.12.22	平成27年度第3回奈良県男女共同参画審議会 第3次奈良県男女共同参画計画(素案)の諮問
H27.12.25 ~H28.1.12	計画(素案)に関する意見募集(パブリックコメント) 意見提出者数8名(うち団体1) 意見提出延べ件数約50件
H28.1.26	平成27年度第4回奈良県男女共同参画審議会 第3次奈良県男女共同参画計画(素案)の答申
H28.2.9	奈良県男女共同参画推進本部会議 第3次奈良県男女共同参画計画の策定について

## 5. 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

#### 1975年(昭和50年)国際婦人年、世界行動計画

●国際連合が「国際婦人年」と提唱した1975年(昭和50年)、「第1回世界女性会議」がメキシコシティ(メキシコ)で開催され、各国が行う措置の包括的ガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。翌1976年(昭和51年)～1985年(昭和60年)の10年間を「国連婦人の10年」とし、「平等・開発・平和」をテーマに世界規模で女性の地位向上のための取組が展開されました。

#### 1979年(昭和54年)女子差別撤廃条約

●1979年(昭和54年)、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。また、翌1980年(昭和55年)、「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)がコペンハーゲン(デンマーク)で開催され、「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

#### 1985年(昭和60年)ナイロビ将来戦略

●「国連婦人の10年」の最終年である1985年(昭和60年)、「第3回世界女性会議」がナイロビ(ケニア)で開催され、10年間の成果を踏まえて、2000年(平成12年)に向けた各国の取組のガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択され、引き続き取組を進めていくことが決められました。

●1990年(平成2年)、「ナイロビ将来戦略」の実施を早めることを目的に、国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されました。

#### 1995年(平成7年)北京宣言及び行動綱領

●1995年(平成7年)、「第4回世界女性会議」が北京(中国)で開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い、2000年(平成12年)に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」と、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)である」とされ、貧困、教育、健康、暴力等12の重大問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動を定めています。

#### 2000年(平成12年)女性2000年会議

●2000年(平成12年)、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨーク(アメリカ)で開催され、「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」について、各国の進捗状況を検討・評価し、一層の取組のために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

#### 2005年(平成17年)北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)

●2005年(平成17年)、第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価等を行うとともに、さらなる実施に向けた戦略や今後の課題について協議され、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言文が採択されました。

#### 2011年(平成23年)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足

●2010年(平成22年)7月の国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たな機関が2011年(平成23年)1月に発足することが決定されました。

## (2) 日本の動き

### 1977年(昭和52年)国内行動計画

- 1975年(昭和50年)、第1回世界女性会議で決定された事項を国の施策に取り入れるため、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
- 1977年(昭和52年)、「世界行動計画」の趣旨に基づき、1986年(昭和61年)までの10年間の女性問題の課題・施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

### 1985年(昭和60年)女子差別撤廃条約批准

- 「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、1985年(昭和60年)、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

### 1987年(昭和62年)西暦2000年に向けての新国内行動計画

- 1987年(昭和62年)、「ナイロビ将来戦略」を受けた、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(新国内行動計画)」を策定し、男女共同参加型社会の形成を目指していくことになりました。
- 1991年(平成3年)、「ナイロビ将来戦略」の早期実現にむけて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識の下、総合目標の「男女共同参加」を「男女共同参画」に改められました。
- 1994年(平成6年)、国における推進体制を一層充実するため、総理府に「男女共同参画室」が発足、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。また、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されました。

### 1996年(平成8年)男女共同参画2000プラン

- 1996年(平成8年)、「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」と男女共同参画審議会からの答申(男女共同参画ビジョン)を受け、2000年(平成12年)を目標とした新たな行動計画「男女共同参画2000プラン」が策定されました。

### 1999年(平成11年)男女共同参画社会基本法

- 1999年(平成11年)、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

### 2000年(平成12年)男女共同参画基本計画

- 2000年(平成12年)、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2010年(平成22年)を目標に男女共同参画の促進に関する施策の基本的な方向や具体的施策の内容を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 2001年(平成13年)、中央省庁等の再編に伴い、新たに設置された内閣府に「男女共同参画局」を設置、同時に男女共同参画審議会を発展的に継承するものとして内閣官房長官を議長とし、各省大臣及び学識経験者などを構成員とする「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

### 2005年(平成17年)男女共同参画基本計画(第2次)

- 2005年(平成17年)、男女共同参画基本計画を改定、2020年(平成32年)までの長期的な政策の方向性と2010年(平成22年)度までの具体的施策を示した「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

### 2010年(平成22年)男女共同参画基本計画(第3次)

- 2010年(平成22年)、2015年(平成27年)度までの基本的な方針及び施策の基本的方向と具体的な取組を示した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### 2015年(平成27年)男女共同参画基本計画(第4次)

- 2015年(平成27年)、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則及び、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。
- 2015年(平成27年)、2020年(平成32年)度までの基本的な方針及び施策の基本的方向と具体的な取組を示した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 奈良県の動き

#### 1981年(昭和56年)奈良県婦人会議設置

- 1976年(昭和51年)、国際的動向及び国内の取組を背景として、女性問題に関する窓口を総務部県民課に設置、翌年、庁内推進体制として「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」を設置し、総合的に推進していく体制を整えました。
- 1978年(昭和53年)、女性の地位向上及び福祉の増進に関して有識者の意見を聴き、女性に関する施策の企画と推進を行うため「奈良県婦人問題懇話会」を設置しました。
- 1980年(昭和55年)、「奈良県婦人問題懇話会」より、女性の地位と福祉の向上をめざして、「国際婦人の10年」の最終年である1985年(昭和60年)を目途とした「提言」が知事に提出され、本提言を指針とした県の女性施策の推進が始まりました。
- 1981年(昭和56年)、「提言」に基づき県の女性施策を進めるため、総務部に婦人対策課を設置、女性施策の諮問機関として「奈良県婦人会議」を設置しました。

#### 1986年(昭和61年)奈良県婦人行動計画

- 1986年(昭和61年)、女性の文化の向上と社会参加を促進し、女性の社会的地位の向上と福祉の増進をはかることなどを目的に、女性の諸活動の拠点となる「奈良県女性センター」を開設しました。さらに、「提言」の目標年度に達したため、新たな女性施策の展開を目指し、「奈良県婦人行動計画」(計画期間：1986年度(昭和61年度)～1995年度(平成7年度))を策定しました。

#### 1993年(平成5年)奈良県女性行動計画修正案

- 1993年(平成5年)、「奈良県婦人行動計画」策定後の社会情勢の変化を踏まえて、「奈良県女性行動計画修正案」を策定しました。また、課の名称「婦人対策課」を「女性政策課」に、「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称し、施策目標を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。
- 1995年(平成7年)、庁内推進体制の強化を図るため、知事を本部長とする「奈良県男女共同参画推進本部」を設置しました。

#### 1997年(平成9年)奈良県女性行動計画(第二期)

- 1997年(平成9年)、「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」や、国の「男女共同参画2000年プラン」の趣旨に沿って、「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)」(計画期間：1996年度(平成8年度)～2005年度(平成17年度))を策定しました。

#### 2001年(平成13年)奈良県男女共同参画推進条例

- 2001年(平成13年)、「女性政策課」を「男女共同参画課」に改称。同年7月、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、男女平等実現の基盤となる「奈良県男女共同参画推進条例」を公布・施行しました。また、条例に基づく知事の諮問機関として「奈良県男女共同参画審議会」を設置しました。

#### 2002年(平成14年)奈良県男女共同参画計画

- 2002年(平成14年)2月、基本法及び条例に基づく法定計画として、「なら男女共同参画プラン21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版)) (計画期間：2002年度(昭和14年度)～2005年度(平成17年度))を策定しました。同年7月、県民・事業者・関係団体・市町村・地域等が、主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するために、「奈良県男女共同参画県民会議」を設置しました。

#### 2006年(平成18年)奈良県男女共同参画計画(第2次)

- 2006年(平成18年)3月、奈良県男女共同参画審議会からの答申を受け、「なら男女GENKIプラン」(奈良県男女共同参画計画(第2次)) (計画期間：2006年度(平成18年度)～2015年度(平成27年度))を策定しました。

#### 2016年(平成28年)奈良県男女共同参画計画(第3次)

- 2015年(平成27年)、女性の活躍に関する実態把握と情報交換・共有を図るため「女性の活躍促進会議」を「奈良県地方創生有識者会議」に位置づけて設置しました。
- 2016年(平成28年)3月、奈良県男女共同参画審議会からの答申を受け、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」(第3次奈良県男女共同参画計画) (計画期間：2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度))を策定しました。なお、本計画は基本法及び条例に基づく計画と併せて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「推進計画」と位置づけました。

## 6. 男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世界	日本	奈良県
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択(国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国際婦人の10年」と決定(国連総会)	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布	
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採択(ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平 5)	・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカップ 地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)-」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正(母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」についての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケート」実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」報告	・「女性の就業環境に関する調査」(新長期ビジョン専門委託調査)実施
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」策定

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>	
2009 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の就業等意識調査」実施</li> </ul>
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>	
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women 正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更</li> <li>・「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置</li> </ul>
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第58回国連婦人の地位委員会</li> <li>「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定</li> </ul>	
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）</li> </ul>	
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第58回国連婦人の地位委員会</li> <li>「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の社会参加に関する意識調査」実施</li> </ul>
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進会議」設置</li> </ul>
2016 (平28)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」策定</li> <li>・課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更</li> </ul>

## 7. 関係法令等

### 奈良県男女共同参画推進条例

平成十三年七月一日  
奈良県条例第五号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条—第八条)

##### 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条—第十八条)

##### 第三章 奈良県男女共同参画審議会(第十九条)

##### 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例(平成九年三月奈良県条例第二十四号)を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような、状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。  
(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(性別による人権侵害)

第七条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第十二条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他

の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第十四条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第十七条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十八条 知事は、毎年一回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

### 第三章 奈良県男女共同参画審議会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。